

令和7年3月25日  
薬事衛生課長  
吉田 恭平  
TEL (外線)225-1440  
(内線)4150

## 石川県公衆浴場入浴料金審議会の結果について

- 日時 令和7年3月24日(月) 17時～18時25分
- 場所 石川県庁行政庁舎11階 1107会議室
- 委員 13名のうち9名出席
- 結果 知事から審議会に諮問された公衆浴場入浴料金最高統制額の改定について審議していただいた結果、次のとおり答申することとなった。

ア 公衆浴場入浴料金最高統制額を次のとおり改定すること。

区分	改定額	現行	改定差額
大人(12歳以上)	500円	490円	10円
中人(6歳以上 12歳未満)	150円	130円	20円
小人(6歳未満)	70円	50円	20円

(注) 現行の公衆浴場入浴料金最高統制額は令和5年4月1日に改定

イ 実施時期は、令和7年5月1日とする。

- 今後の予定 答申を踏まえて、知事が入浴料金の統制額を指定する。